

政令第三百五十一号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十二年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表一の項中「一、三〇〇」を「一、二〇〇」に改め、同表二の項中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）による提供」に改め、同表三の項を削る。

附 則

この政令は、令和五年十二月二十五日から施行する。

理由

電波法第二十五条第二項の規定による無線局に関する情報提供に伴う手数料について、電磁的方法による情報提供に対応したものに改める等の必要があるからである。